

香川県条例第5号

香川県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

香川県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年香川県条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(認定の要件) 第3条 略</p> <p>附 則</p> <p>3 別表の第3の(1)及び(4)（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置くものとされる保育士である者については、当分の間、幼稚園教員免許状又は小学校教諭免許状等（小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状をいう。次項及び附則第7項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。）をもって代えることができる。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する認定こども園をいう。 ア 別表の第1の(1)に規定する要件を満たす幼稚園 イ 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が一体的に設置されている認定こども園であって、別表の第1の(2)に規定する要件を満たすもの (2) 保育所型認定こども園 別表の第1の(3)に規定する要件を満たす保育所である認定こども園をいう。 (3) 地方裁量型認定こども園 別表の第1の(3)に規定する要件を満たす保育機能施設である認定こども園をいう。</p> <p>(認定の要件) 第3条 法第3条第1項又は第3項の条例で定める要件は、別表のとおりとする。</p> <p>附 則</p> <p>3 別表の第3の(1)及び(4)（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置くものとされる保育士である者については、当分の間、幼稚園教員免許状又は小学校教諭免許状等（小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状をいう。次項及び附則第6項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第6項において同じ。）をもって代えることができる。</p>

5 略

6 別表の第3の(1)の規定により置くものとされる保育士である者については、当分の間、1人に限り、当該認定こども園に勤務する看護師等（保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この項及び次項において同じ。）をもって代えることができる。この場合において、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、規則で定めるところにより、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

7 略

略		
附則第5項	略	
附則第6項	<u>別表の第3の(1)の規定により置くものとされる保育士である者</u>	看護師等

別表（第3条関係）

- 第1 略
- 第2 略

5 略

6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、別表の第2の(1)の規定により置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

略	
附則第5項	略

別表（第3条関係）

- 第1 略
- 第2 職員の配置

- (1) 次のアからエまでに掲げる子どもの区分に応じ、当該アからエまでに定める基準に従い規則で定めるところにより算定した数以上の教育及び保育に従事する職員を置くこと。この場合において、教育及び保育に従事する職員の数は、常時2人を下回らないこと。
 - ア 満1歳未満の子ども 当該子どもおおむね3人につき1人
 - イ 満1歳以上満3歳未満の子ども 当該子どもおおむね6人につき1人
 - ウ 満3歳以上満4歳未満の子ども 当該子どもおおむね20人につき1人
 - エ 満4歳以上の子ども 当該子どもおおむね30人につき1人

第3 略

第4～第6 略

第7 教育及び保育の内容

(1) 教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき幼保連携型認定こども園に関して内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）第3条の規定により児童福祉法第45条第1項の基準とされた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の厚生労働大臣が定める指針をいう。）に基づくものであること。

(2) 子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等認定こども園に固有の事情に配慮したものであること。

(3) 略

第8・第9 略

第10 管理及び運営等

(1)～(4) 略

(5) 子どもの安全の確保等

ア・イ 略

ウ 子どもの通園又は園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。

エ 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装

(2)・(3) 略

第3 職員の資格等

(1) 第2の(1)の規定により置くものとされる職員のうち満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士であること。

(2)～(5) 略

第4～第6 略

第7 教育及び保育の内容

(1) 教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき幼保連携型認定こども園に関して内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）第3条の規定により児童福祉法第45条第1項の基準とされた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の厚生労働大臣が定める指針をいう。）に基づかなければならない。また、子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等認定こども園に固有の事情に配慮したものであること。

(2) 略

第8・第9 略

第10 管理及び運営等

(1)～(4) 略

(5) 子どもの安全の確保等

ア・イ 略

置を備え、これを用いて子どもの所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行うこと。

(6)～(11) 略

(6)～(11) 略

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間において、改正後の別表第10の(5)エに規定する自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備えることにつき困難な事情があるときは、同表第10の(5)エ中「を備え、これを用いて」とあるのは、「の設置及び使用に代わる措置を講じて」とする。